

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4K6Z12A00270		4L6B1A50001 0001				602		
品名 または 件名								
省エネルギー診断								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
陸幕				市ヶ谷				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
陸幕防衛部施設課環境保全班				令和7年3月31日 (月)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年7月8日 (月) 10時20分 中央会計隊入札室 (E—1 棟 6 F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

駐屯地用標準契約書
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

(3) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第2班 佐々木（TEL：03-3268-3111 内線 47568）
（FAX：03-5269-5135（直通））
仕様書に関する問い合わせ先 藤原（TEL：03-3268-3111 内線 41885）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	—	仕 様 書 番 号
省エネルギー診断	陸幕施－環602	
	作 成	令和 6 年 6 月 1 2 日
	変 更	令和 6 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部防衛部施設課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施調達する省エネルギー診断に関する共通事項について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律[法律第100号(12.5.31)]

2 役務に関する要求

役務に関する要求は、附属書Aによる。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

包装は、個別仕様書等に指定した場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 官側資料の使用に関する注意

仕様書などの官側資料は、契約担当官等の許可なく防衛省以外で使用してはならない。

5.2 仕様書の関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

附属書 A

省エネルギー診断の実施要領

A.1 総則

A.1.1 適用範囲

この附属書は、省エネルギー診断の実施要領について規定する。

A.1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

A.1.2.1 省エネルギー診断

この仕様書に定められた範囲の建築物におけるエネルギーの使用状況にもとづいた診断を行い、設備の運用改善、施設改修などの提案を行う業務をいう。

A.1.2.2 対象施設

省エネルギー診断業務を実施する施設をいう。

なお、対象施設は、別表による。

A.1.2.3 管理部隊等

対象施設を管理する部隊などをいう。

なお、管理部隊等は、別表による。

A.1.2.4 資格

次に示す資格をいう。

- a) 一級建築士
- b) 一級建築施工管理技師
- c) 一級電気工事施工管理技師
- d) 一級管工事施工管理技師
- e) 技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
- f) エネルギー管理士
- g) 建築設備士
- h) 電気主任技術者

A.2 役務に関する要求

A.2.1 一般的要求事項

対象施設における設備などの稼働状況、運用状況及びエネルギー使用量などについて調査・分析を行い、省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案を行うものとする。

なお、適用基準は、“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、“グリーン購入法”という。）”第6条3項により定められ、同条第6項により変更された基本方針（以下、“基本方針”という。）「2.2.役務」の「2.2-1省エネルギー診断」の基準を適用するものとし、細部は、官側との調整による。

A.2.2 本役務の範囲と内容

本役務の範囲と内容は、次による。

- a) 過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
- b) 設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
- c) 設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
- d) 運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
- e) 設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

A.2.3 本役務実施上の条件

- a) エネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働データ

- 1) 管理部隊等から渡されるデータなどを基に、実施するものとする。
- 2) 未加工のデータ（CSV形式などによる、計測機器等から直接出力したデータ）の加工、分析は

実施しないものとする。

b) 設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠

- 1) 対象の設備・機器の仕様を明示するものとする。
- 2) 管理部隊等から渡されるデータなどを基に、実施するものとする。

c) 設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠

- 1) 対象の設備・機器の仕様を明示するものとする。
- 2) 改修に伴う省エネルギー量は、根拠（例：メーカーカタログなど）を明示するものとする。

d) 運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠

- 1) 提案する運用改善項目の対象となる設備・機器の仕様を明示するものとする。
- 2) 運用改善要領を具体的に明示するものとする。

e) 設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

- 1) 提案する設備・機器の仕様を明示するものとする。
- 2) 設備・機器等の単価は、根拠（例：メーカー見積など）を明示するものとする。

f) ボイラー室内及び各機械室の熱損失状況の把握

- 1) ボイラー室内の設備配管をサーモグラフィにより測定して熱損失状況を把握するものとする。
- 2) 熱損失箇所の熱損失の原因と改善要領を明示するものとする。

A.2.4 役務実施者の資格

役務実施者の資格は、次による。

a) 現場代理人（管理技術者）は、エネルギー管理士を有するものとする。

b) 技術者は、担当する調査・分析内容に応じて、A1.2.4に示すいずれかの資格を有するものとする。

A.2.5 打合せ及び記録

本役務を適正かつ円滑に実施するため、契約の相手方と監督官は常に密接に連絡をとり、役務の方針、条件などの疑義を正すものとし、役務着手時、省エネルギー診断計画書に定める時期に、監督官又は契約の相手方が必要と認めた時は打合せを行うものとし、その結果について契約の相手方が書面（打合せ記録簿）に記録し、提出しなければならない。

A.2.6 現地調査

契約の相手方は、担当技術者を派遣して管理部隊等から役務の実施に必要な貸与資料などを借用するとともに、対象施設の現地調査を行うものとする。

なお、現地調査のための対象施設等への立入りは、監督官と事前に協議し、省エネルギー診断計画書の承諾を得た後に、現地調査に着手しなければならない。

A.3 その他の指示

A.3.1 関連する法令、条例等の遵守

契約の相手方は、本役務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

A.3.2 省エネルギー診断計画書

省エネルギー診断計画書は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後14日以内に省エネルギー診断の目的、適用範囲・適用法令・適用基準類及び内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、省エネルギー診断計画書を作成し、監督官に提出しなければならない。
- b) 省エネルギー診断計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、監督官に変更した省エネルギー診断計画書を提出しなければならない。
- c) 監督官が、指示した事項については、契約の相手方は、省エネルギー診断計画書に係る資料を提出しなければならない。

A.3.3 省エネルギー診断計画書の記載事項

省エネルギー診断計画書の記載事項は、次による。

- a) 省エネルギー診断実施予定日
- b) 受注者管理体制系統図
- c) 受注者現場代理人氏名、連絡先電話番号及び電子メールアドレス
- d) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、類似業務の実績

A.3.4 省エネルギー診断結果報告書の内容説明

契約の相手方は、管理部隊等から得られたデータ等及び現地調査により得られた情報により作成した省エネルギー診断結果報告書を監督官に提出し、官側と日程を調整のうえ、管理部隊等に管理対象施設の省エネルギー診断結果報告書の内容説明を行なわなければならない。

A.3.5 提出書類等

提出書類等は、表1による。

なお、電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。
請負者は、本役務の実施によって知り得た内容に関して、官側の許可なく漏洩してはならない

表1-提出書類等

項番	項目	部数	提出時期	提出先	備考
1	着手届	1	着手後、速やかに	監督官	A 4 紙媒体及び電子記憶媒体
2	作業工程表	1	契約締結後、速やかに	監督官	A 4 紙媒体及び電子記憶媒体
3	省エネルギー診断計画書	1	契約締結後、14日以内	監督官	A 4 紙媒体及び電子記憶媒体
4	省エネルギー診断結果報告書	1	結果報告書作成後	監督官	A 4 紙媒体及び電子記憶媒体
5	打合せ記録簿	1	作成の都度	監督官	A 4 紙媒体及び電子記憶媒体
6	省エネルギー診断結果説明会報告書	1	省エネルギー診断結果説明会日程調整後	監督官	A 4 紙媒体及び電子記憶媒体
7	作業完了報告書	1	作業終了後、速やかに	監督官	A 4 紙媒体及び電子記憶媒体

注記1 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすものとする。

なお、「資材確認表」（基本方針「印刷」、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針「印刷」、表4）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、「表示例」を参考に、裏表紙などに表示するものとし、リサイクル適性が異なる場合は、監督官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うものとする。

「表示例」

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「Aランク」のみを用いて作成しています。

注記2 電子記憶媒体

1 Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

2 使用するアプリケーションソフトは、次による。

文章：Microsoft 社 Word（ファイル形式は、Word 2019 以下）とする。

計算表：Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel 2019 以下）とする。

画像：JPEG 形式とする。

3 項番1～6を、PDF ファイル形式で1式作成するものとする。

4 電子記憶媒体は CD-R または DVD-R とし、事業年度及び事業名称などを収納ケース及び DVD-R などに必ずラベルにより付記するものとする。

なお、文字ポイントなどの細部は、監督官との調整による。

A.3.6 無償貸付品

無償貸付品は、表 2 によるほか、官側が必要と認めたものについて受けることができる。貸付時の要領は GLT-CG-Z000001 の箇条 5 によるものとする。

表 2—無償貸付品

項番	項目	部数	貸付時期	貸付場所	備考
1	図面 建築工事図面 電気設備工事図面 機械設備工事図面	1 式	省エネルギー診断 計画書提出後	管理部隊等	原則、紙媒体とする。
2	資料 エネルギー使用状況 建物及び空調の使用状況 主要設備 これまでの実施した省エネ施策 電力量の日負荷変動	1 式	省エネルギー診断 計画書提出後	管理部隊等	

A.3.7 情報保全

情報保全は、次による。

- 陸上自衛隊各駐屯地各分屯地（以下，“駐屯地”という。）の立入りは、所定の立入り手続きを行う。
- 駐屯地内の行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い、作業地域外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。

- 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、契約担当官等の許可なく防衛省外での利用及び公表などを行ってはならない。契約履行後も同様とする。

A.3.8 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- 試験（確認）など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- その他本役務履行に必要な事項

A.3.9 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに監督官の指示を受けるものとする。

なお、不具合が発生した場合は、不具合の内容を記載した書類を、監督官に紙媒体で 1 部提出するものとする。

A.3.10 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001 の 8.3 による。

簡易省エネ診断対象施設（総括表）

一連 番号	駐屯地等名	管理部隊等	所 在	建物 棟数	建物合計数量 延面積（㎡）	備考
1	陸上自衛隊留萌駐屯地	留萌駐屯地業務隊	北海道留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地	11	21,677.01	付紙第1
2	陸上自衛隊美唄駐屯地	美唄駐屯地業務隊	北海道美唄市美唄1536-1	7	11,715.33	付紙第2
3	陸上自衛隊大和駐屯地	大和駐屯地業務隊	宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9	10	13,128.73	付紙第3
4	陸上自衛隊反町分屯地	東北補給処反町弾薬支処	宮城県宮城郡松島町初原字樋の沢16	4	4,163.29	付紙第4
5	陸上自衛隊座間駐屯地	座間駐屯地業務隊	神奈川県相模原市南区新戸2958番	4	27,773.28	付紙第5
6	陸上自衛隊高田駐屯地	高田駐屯地業務隊	新潟県上越市南城町3丁目7-1	14	27,979.49	付紙第6
7	陸上自衛隊久居駐屯地	久居駐屯地業務隊	三重県津市久居新町975	16	34,142.01	付紙第7
8	陸上自衛隊出雲駐屯地	出雲駐屯地業務隊	島根県出雲市松寄下町1142-1	8	13,887.27	付紙第8
9	陸上自衛隊大村駐屯地	大村駐屯地業務隊	長崎県大村市西乾馬場町416番地	15	34,371.23	付紙第9
10	陸上自衛隊えびの駐屯地	えびの駐屯地業務隊	宮崎県えびの市大河平4455-1	13	21,360.61	付紙第10
合計				102	210,198.25	

[illegible]

[illegible]

陸上自衛隊大和駐屯地

[illegible]

[illegible]

陸上自衛隊久居駐屯地

[illegible]

陸上自衛隊出雲駐屯地

[illegible]

[illegible]

入札書
見積書

調達要求番号	4L6B1A50001	契約実施計画番号	4K6Z12A00270
--------	-------------	----------	--------------

金額 円

(税抜)

品名	規格	数量	単位	単価	金額
省エネルギー診断	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
				計	
納入(履行)場所	陸幕	納入期限(工期)		令和7年3月31日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮内 修嗣 殿

住所

会社名

代表者名

担当者

連絡先